

商品・役務の類否

会員 石井 茂樹



目次

1. はじめに
2. 審決例
 - (1) 審査基準上の商品表示同士の類否が争われた審決例
 - (2) 第10類「医療用機械器具」(10D01)との類否が争われた審決例
 - (3) その他の審決例
3. おわりに

1. はじめに

商品の類否に関しては、『商標審査基準』(以下、『審査基準』という)において、

「商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するかどうか
- (ロ) 販売部門が一致するかどうか
- (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
- (ニ) 用途が一致するかどうか
- (ホ) 需用者の範囲が一致するかどうか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

と定められている(「第3 第4条第1項(不登録事由)九, 第4条第1項第11号」8)⁽¹⁾。

かかる基準に基づき、『「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準』(以下、『類似商品・役務審査基準』という)が作成されており、同基準では、類似と「推定」される商品(役務)について、同一の類似群コードを付与している。

この類似群コードは、あくまでも「類似の推定」にすぎないことから、『類似商品・役務審査基準』で同一の類似群コードが付されている商品(役務)であっても、個別具体的に商品(役務)の類否を審査する際において「非類似」と認められる場合があり、また、それとは逆に、類似群コードが異なっても、「類似」と判断される場合があり得る⁽²⁾。

しかし、『類似商品・役務審査基準』は、全審査官の統一的基準であり、特許庁審査において商品(役務)の類否判断をする際の唯一の手がかりとなるものであることから、類似群コードの推定を覆した審決例や判決例が存在しない限り、審査段階において「類似の推定」が覆ることは殆どないというのが実情である⁽³⁾。

そこで、本稿においては、「類似群コードによる推定」を覆した審決例、特に、同一の類似群コードが付与されていながらも「非類似の商品(役務)」であると判断された審決例を分析することとし、「商品(役務)の類否」を争う際の足掛かりを提供することとする。

2. 審決例

(1) 審査基準上の商品表示同士の類否が争われた審決例

不服 2001-10887 号

第32類「飲料用野菜ジュース」(32F04) ※第30類「アーモンドペースト」(32F04)

「(1) 取引の実情及び(2) 商品の関連性を考慮するならば、本願の指定商品中の『飲料用野菜ジュース』と引用商標の指定商品中の『アーモンドペースト』は、原材料を全く異にし、その用途において大きく相違し、その取扱業者、生産及び流通経路並びに主たる需要者をも異にし、その商取引の競合性にも乏しいものなので、それらの商品に同一又は類似の商標を使用しても、これに接する取引者、需要者が、同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれがないと認められることから、これらの商品は、互いに非類似の商品に当たると解するのが相当である。」

本審決では、「(1) 取引の実情」及び「(2) 商品の関連性」2つの面から、両商品について商取引上競合

性があるか否かが検討されている。

まず、「(1) 取引の実情」としては、前掲『審査基準』上の各要素について詳細に検討を行った上で、いずれの要素においても両商品は相互に相違するものである、と判断している（なお、本審決のように各要素を詳細に検討した審決例は、筆者の知る限り、近年では他に存在していない）。

また、「(2) 商品の関連性」については、特許庁商標課編『商品及び役務の区分解説〔国際分類第8版対応〕』（以下、「区分解説」という）に記載の「関連商品」⁽⁴⁾の項目を参照している。

同書によれば、「飲料用野菜ジュース」の関連商品として「アーモンドペースト」が挙げられておらず、また、「アーモンドペースト」の関連商品として「飲料用野菜ジュース」が挙げられていないため⁽⁵⁾、両商品は「関連商品の概念には含まれない」商品であると判断し、この点が商品の類否判断において勘案されている。

「商品の関連性」については、『審査基準』に記載されている要件とは異なるため、これを重視すべきではないが、商品の類否を争えるか否かを検討する際に、一つのメルクマール程度にはなるうか。

不服 2001-02387 号

第 28 類「パチンコ器具、その他の遊戯用器具」(24B02) ※第 24 類「ビリヤードクロス」(24B02)

「…パチンコ器具をはじめとする、スロットマシン等の遊戯用器具は、近時、コンピューター技術などの先端技術を駆使した商品が開発され、部品の供給面からみると、エレクトロニクス関連業界等と比較的関連性が高い商品分野になりつつある実情にある。」

一方、引用各商標に係る指定商品中には、『ビリヤードクロス』が含まれるところ、該商品は、ビリヤード台の表面に張られる布製品であって、一般的には、織物加工業者によって製造される商品である。そして、その需要者は、主としてビリヤード用具製造者、あるいはビリヤード場の経営者といった、いわばこの種商品分野の専門家であり、一般の消費者ではない。

そうすると、本願の指定商品である『パチンコ器具、その他の遊戯用器具』は、娯楽用具の一種類で

あり、引用各商標に係る指定商品中の『ビリヤードクロス』は、娯楽用具の部材の一種類であるから、両者は、娯楽用具及び娯楽用具の部材という関係において、商品の用途を共通する部分があるとしても、生産者、取引系統等において大きく相違する商品といえるのみならず、商品の原材料、品質等をも異にする商品であるといえることができる。」

本審決において記載されている「パチンコ器具をはじめとする、スロットマシン等の遊戯用器具は、近時、コンピューター技術などの先端技術を駆使した商品が開発され、部品の供給面からみると、エレクトロニクス関連業界等と比較的関連性が高い商品分野になりつつある実情にある」との件は、上述不服 2001-10887 号審決で判断されている「商品の関連性」の話と共通するものである。

しかし、本願は「パチンコ器具」のみを指定しているものではなく、「遊戯用器具」全般を指定しているものであり、この「遊戯用器具」の概念の中には、「スマートボール器具」等、コンピュータ技術とは全く無縁の遊戯用器具が多数含まれている。従って、両商品を非類似の商品であると判断した結論自体は肯首し得るものであるとしても、本願の指定商品のいずれもが「エレクトロニクス関連業界等と比較的関連性が高い商品分野」といえるかという点については、疑問が残る。

なお、本審決は、本願商標「SANKYO」が商品「パチンコ器具」について使用され、その取引者、需要者の間で周知性を獲得している実情等も勘案されているようである。

不服 2004-18305 号

第 9 類「家庭用ビデオゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ・携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD - ROM」(24A01) ※第 20 類「揺りかご、幼児用歩行器」(24A01)

「本願指定商品（『家庭用ビデオゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ・携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD - ROM』）は、遊戯、娯楽を目的として子供から大人までを対象に

使用されるものであって、その生産者は、専門の技術を蓄積したメーカーであり、玩具店で販売されているほか、電気器具総合販売店やビデオ、ゲーム用ソフトウェア等の販売店でも販売されているものである。

他方、引用商標の指定商品中『揺りかご、幼児用歩行器』は、乳児又は幼児用の商品であって、睡眠や歩行の援助を目的とするものであり、一般には、ベビー用品を製造する業者によって製造され、玩具店で販売されているほか、ベビー用品店等で販売されているものである。

してみると、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品中の『揺りかご、幼児用歩行器』は、その、生産部門、需要者、用途を異にするものであり、また、販売部門において、共に、玩具店で販売される場合があるとしても、通常、本願指定商品は、家庭用テレビゲームおもちゃ等のゲーム機、ゲーム用ソフトウェアのコーナーで、他方、『揺りかご、幼児用歩行器』は、ベビー用品のコーナーで販売され、それぞれ、コーナーを異にするものであるから、これをもって、両商品の販売場所が一致するとは必ずしもいえないものであり、これらは互いに類似する商品とはいえないものと判断するのが相当である。

当該審決においては、『審査基準』上の要素である「販売部門が一致するか」否かという点について、「共に、玩具店で販売される場合があるとしても、…コーナーを異にするから、販売場所が一致するとは必ずしもいえない」と判断されている。近年においては、ドラッグストアをはじめ、多種目の商品を取り扱った販売店が出現しており、同一の店舗内で販売されるか否かで「販売部門が一致する」か否かを判断することは妥当ではなからう⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

不服 2003-24278 号

第 10 類「医療用手袋」(17A04) ※第 25 類「手袋」(17A04)

「『医療用手袋』は、感染防御の目的等から、医療従事者が用途に応じ使用するもので、手術用、歯科用及び検査検診用等に分類されている。そして、手術用手袋は、医科及び歯科において主に手術の際に使用されるもので、素材としては、天然ゴムラテックス製、合成ゴムラテックス製のものがあり、いず

れも滅菌されている。また、歯科用手袋は、診察、治療や処置に使用され、検査検診用手袋は、手術を除く検査、検診及び医療行為に使用されており、主として天然ゴムラテックス製のほか塩化ビニール製のものも販売されているところである。

さらに、医療用手袋は、薬事法施行規則第 18 条により承認を要しない医療用具とされている。

これに対し、『被服』に含まれる『手袋』は、保温や汚れを防ぐため等、実用的な目的で広く一般に使用されるほか、正装の姿をととのえるための装飾として使用される場合があり、革製、ナイロン製、ジャージー製、または革とネットを組み合わせたもの等の商品が多数販売されている。

『医療用手袋』と被服としての『手袋』に関する上記実情を勘案すれば、両者は、いずれも手を覆う『手袋』であるとしても、その原材料、機能または用途において大きく相違するものであり、その主たる用途、需要者及び取り扱い業者並びに生産及び流通経路を異にするといえるものであるから、両商品が競合するとみることは困難であり、本願商標と引用商標がそれぞれ上記の指定商品について使用されたとしても、その商品が同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれはなく、両商品は類似するものではないというのが相当である。

『審査基準』上の「用途が一致するかどうか」について、両商品は「手を覆う」という用途では一致するものであるが、本審決では、もっと狭い意味での用途で判断されている⁽⁸⁾。「医療用手袋」を「手袋(被服)」代わりに使用する事態や「手袋(被服)」を「医療用手袋」として使用する事態は想定し得ず、上記審決の判断は妥当なものと思われる。

なお、類似群コードとして 17A04 が付与されている商品としては、他に、第 9 類「事故防護用手袋」、第 17 類「絶縁手袋」及び第 21 類「家事用手袋」が存在している。これらの商品と、第 10 類「医療用手袋」或いは第 25 類「手袋」との類否に関しては、別途、個別具体的な判断が要求されよう。

本件と同様の判断を下した審決としては、以下の審決が存在している。

不服 2002-05802 号

第 25 類「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽」(17A02) ※第 10 類「医療用保温下着」(17A02)

「引用商標の指定商品中『医療用保温下着』は、主として医師が処置し又は指導により使用する医療目的のための商品であって、薬局等の扱いに係る商品であるから、本願商標の指定商品『セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、水泳着、水泳帽』とは、その商品の用途、販売部門、生産部門及び需要者層を異にするものである。

そうとすれば、本願指定商品と引用商標の指定商品とは、非類似の商品であると判断するのが取引の実状に照らし相当であるといえる。」

当該審判で、引用商標と類否を争った商願 2000-119255 号は、商願平 11-009977 号を原出願とする分割出願である。原出願においては、当初、第 25 類「被服」等が指定されていたが、審判段階において原出願につき 17A02 類似群が付与されている商品等を削除し、さらに、分割出願にあたっては、17A02 類似群が付与されている商品全てを指定するのではなく、「下着」を除いた「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、水泳着、水泳帽」のみを指定し、「医療用保温下着」との類否を争っている。

では、本審決では争われていない、第 25 類「下着」と第 10 類「医療用保温下着」との類否関係はどう見るべきか。両商品は「肌に直接つける衣服」という共通性はあるものの、当該審決で説示されているように、「医療用保温下着」が「主として医師が処置し又は指導により使用する医療目的のための商品であって、薬局等の扱いに係る商品」である以上は、商品の用途、販売部門、生産部門及び需要者層を異にする、非類似の商品と言えよう。

この点は、「医療用手袋」と「手袋」とを非類似の商品であると判断した不服 2003-24278 号審決と同様であり、不服 2002-05802 号審決の射程は、第 25 類「下着」にも及び得るものと考えられる。

(2) 第 10 類「医療用機械器具」(10D01) との類否が争われた審決例

第 10 類「医療用機械器具」について、『区分解説』では「医師又は病院で専ら使用される機械器具がこの

概念に属する。」と記されており(61頁)、専門的な商品が多く含まれているとともに、病院のみで使用される大型の機械器具の他、家庭でも使われる小型の商品(体温計、補聴器、血圧計等)までもが含まれている⁽⁹⁾。

このような商品の多様性から、他の商品と比較して、商品の類否が争われた例が多い商品である。

① 第 5 類「医療用腕環」との類否

不服 2002-14264 号

第 10 類「物理療法機器用電極」(10D01) ※第 5 類「医療用腕環」(10D01)

「本願指定商品である『物理療法機器用電極』は、電気刺激等によって患者の疾患の治療に当たるいわゆる物理療法・理学療法用の大型機器の部品であって、その生産者・販売者は専門的な技術・経験を蓄積したメーカーであり、需要者はそのような治療を行うことのできる大手の病院で、商品の販売方法も専門知識を有する販売員が定期的に顧客である病院を訪れ、メンテナンスや部品の交換などを行う形で取引されるものということができる。

一方、引用各商標の指定商品に含まれる第 5 類「医療用腕輪」は、『磁気を利用した治療用腕環等、専ら医療用のものに限られる』(特許庁商標課編『商品及び役務の区分解説』)とされているものであるが、これら商品は、医療用とはいうものの一般には、健康機器メーカーや貴金属店等において生産され、販売場所は店頭又は通信販売が主と認められ、主な需要者は一般需要者ということができる。

してみれば、本願商標の指定商品『物理療法機器用電極』と引用各商標の指定商品中の『医療用腕環』とは、その生産・販売部門、需要者及び用途等からみて、全く別異のものであり、取引上互いに混同を生じさせるおそれがあるものとはいえず、これらは互いに類似する商品とはいえないものである。」

本件審決は、第 10 類「医療用機械器具」のうち「物理療法用電極」という大型の機械器具の部品と「医療用腕環」との類否が争われ、非類似と判断された審決であるが、同様に、第 10 類「医療用機械器具」に含まれる「カテーテル」については、以下の審決のように「医療用腕環」と類似商品と判断されている。

不服 2003-07119 号

第 10 類「カテーテル」(10D01) = 第 5 類「医療用腕環」(10D01)

「本件商品及び引用商品は、ともに薬事法によってその承認を要する医療用の特殊な商品であってみれば、その商品が、同一営業主によって製造される蓋然性を否定することができないものである。してみれば、本件商品と引用商品とは、その使用目的、用途が、医療用のものに限定されるものであって、これらの商品に同一又は類似の商標を使用した場合には、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるといえるから、これらの商品は、互いに類似の商品であるというのが相当である。」

上記 2 つの審決を基に、第 10 類「医療用機械器具」に含まれる商品のうち、第 5 類「医療用腕環」との類否を争い得る商品を検討すると、そのような商品としては、病院で手術用や診断用に使われる大型の機械器具及びその部品が考えられる。

手術用機械器具は、生産者・販売者が専門的な技術・経験を蓄積したメーカーであり、需要者はそのような治療を行うことのできる大手の病院で、商品の販売方法も専門知識を有する販売員が定期的に顧客である病院を訪れ、メンテナンスや部品の交換などを行う形で取引されるものといえ、不服 2002-14264 号審決の判断がそのまま当てはまる。

一方、「血圧計」や「補聴器」等に関しては、健康機器メーカー等でも生産されるものであり、販売場所は店頭又は通信販売が主と認められ、主な需要者は一般需要者ということができる。したがって、これらの商品は、手術用機械器具等と比べて、「医療用腕環」との類否を争うのは困難な商品かと思われる。

不服 2003-07119 号審決で争われている「カテーテル」については、病院のみならず家庭で使われる場合も存在しており（従って、需用者も、病院のみならず、一般需用者が相当数含まれている）、かかる点で、不服 2002-14264 号審決と比べて、「医療用腕環」との類否を争うのがやや難しいケースであったと思われる。

② 第 12 類「車いす」との類否

一方、上述「カテーテル」は、第 12 類「車いす」(10D01) との関係では、以下の審決で、非類似と判断されている。

不服 2002-19440 号

第 10 類「カテーテル、ガイドワイヤー」(10D01) ※第 12 類「車いす並びにその部品及び附属品」(10D01)

「本願商標の指定商品は、『カテーテル、ガイドワイヤー』であり、患者の体腔の体液をさそい出したり、管状器官へ薬液を注入したり等、治療のために医師等が使用する医療器具の一つである。

他方、引用商標の指定商品中の『車いす並びにその部品及び附属品』は、歩行困難な者の移動に用いられるものであり、介護用品を取り扱う店等において、一般に販売されているものである。

そうとすれば、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品中の『車いす並びにその部品及び附属品』は、原査定説示のごとく、販売部門、用途、需要者等を同一にする類似する商品とはいえないものと判断するのが相当である。」

また同様に、「医療用機械器具」に含まれる商品と「車いす」との類否が争われ、非類似と判断された審決例としては、他にも以下の審決が存在している。

不服 2004-14608 号

第 10 類「ステントグラフト」(10D01) ※第 12 類「車いす」(10D01)

「本願商標の指定商品『ステントグラフト』については、…ステントといわれるバネ状の形状記憶合金を取り付けた人工血管のことで、人の体内に挿入し、動脈瘤の部位で血管を広げる治療などに用いるものであり、その用途は医療用に限定された極めて特殊な商品で病院等において使用されるものであり、その取引経路は、医療用機械器具メーカーから直接又は販売代理店等を通じて病院等へ納品されるものである。これに対して、引用商標の指定商品中の『車いす』は、その用途が医療用に限定されず、介護施設、家庭等で使用されるものであり、その取引経路も車いすメーカーから、直接又は販売代理店等を通じて、病院、介護施設、家庭等多方面に亘るものである。

そうすると、両商品は、その生産・販売部門、用途、取引経路等を異にするものであるから、互いに類似する商品とはいえないと判断するのが相当である。」

不服 2005-12103 号

第 10 類「医療用酸素濃縮器」(10D01) ※ 第 12 類「車いす」(10D01)

「本願商標に係る指定商品は、『医療用酸素濃縮器』であるところ、空気を吸気し、高濃度の酸素を排気する機械であり、おもに呼吸器疾患などの患者が酸素を吸入する酸素療法のために使用する医療器具の一つである。

他方、引用商標の指定商品中『車いす』は、歩行困難な者の移動に用いられるものであり、介護用品を取り扱う店等において、一般に販売されるものである。

そうとすれば、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品中『車いす』とは、共通することがあるとしても、『医療用酸素濃縮器』は、呼吸器疾患向けのみの商品であって、原査定説示のように、用途、需要者の範囲が一致する類似の商品とはいえないものとみるのが相当である。」

上記 3 件の審決よりすれば、用途が医療用に限定された特殊な商品で病院において使用されるものであり、また、取引経路が、医療用機械器具メーカーから直接又は販売代理店等を通じて病院へ納品されるような商品は、「車いす」と非類似の商品と判断される可能性が十分あり得る。

したがって、「医療用腕環」の類否と同様、病院で手術用や診断用に使われる大型の機械器具及びその部品については「車いす」との類否を争う価値が十分にあるものとする。

また、「カテーテル」については、「医療用腕環」とは類似すると判断されたが、「車いす」とは非類似と判断されている。これは、「医療用腕環」は「カテーテル」と医療用という用途において共通するものであるのに対し、「車いす」はその用途が医療用に限定されていないこと等から生じた相違と思われる。

③ 第 10 類「医療用機械器具」に含まれる商品同士の類否

その他、「医療用機械器具」に含まれる商品同士であっても、ともに商品表示を限定しており、その商品同士で流通経路に競合性が全く存在しない場合には、非類似と判断され得る（別表参照）。

(3) その他の審決例

不服 2004-07893 号

第 39 類「水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供」(39C01) ※ 第 39 類「船舶による輸送」(39C01)

「本願商標に係る指定役務中、第 39 類に属する役務は、地上の人間・自動車等、海上の船舶等及び空中の航空機等に対して、GPS (Global Positioning System : 全地球無線測位システム) などの測位情報通信網を用いて、その所在位置を確認し、その情報を提供する役務であり、該役務は、人間その他の移動体のナビゲーション・車輛の運行管理・測量・水道等のライフライン管理等の用途に使用されるものであることが認められる。

(中略)

これに対し、引用商標に係る指定役務中の『船舶による輸送』は、『他人の需要に応じ、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の輸送を行う役務』（『商品及び役務区分解説』1996 年 12 月 25 日改訂 3 版発行）であり、主として、船舶運送業者によって提供される役務である。

してみると、『水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供』と『船舶による輸送』は、提供する事業者において大きく異なるばかりでなく、前者の主たる需要者は、船舶の航行に従事する運送業者や漁業関係者、あるいは、海上保安庁などの公的機関等と考えられるのに対し、後者の主たる需要者は、一般の需要者や商品などの製造・販売業者等と考えられるから、その需要者においても異なるものといわなければならない。

さらに、『水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供』と『船舶による輸送』は、提供の手段・目的、提供の用に供する物、提供する事業者を規制する法律（船舶による輸送は、海上運送法等によって規制されている。）等においても著しい差異を有するものである。

そうであるならば、本願商標に係る指定役務中の『水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供』と引用商標に係る指定役務中の『船舶による輸送』は、非類似の役務というのが相当である」

「所在位置に関する情報の提供」に関する役務は、情報の内容が「何」の所在位置に関するものであるか

によって、類似群コードを異にしている。すなわち、「『列車』の所在位置に関する情報の提供」については39A01が、「『車両』の所在位置に関する情報の提供」については39B02が、「『船舶』の所在位置に関する情報の提供」については39C01が、「『飛行機』の所在位置に関する情報の提供」については39D01が各々付与されている（なお、「『人』の位置情報の提供」、「『物』の位置情報の提供」及び「『動物』の位置情報の提供」については42Z99が付与されており、第45類に属する役務と取り扱われている）。

上記役務表示のうち、「車両の所在位置に関する情報の提供」については、『商品・役務審査基準』上の役務表示「道路情報の提供（39B02）」との関係で、提供の手段、提供に関連する物品、事業者等が一致するものであり、類似群コードに妥当性があると思われるが（なお、「車両による輸送」の類似群コードである39B01は付与されていない）、その他、第39類で認められている「列車」「船舶」「飛行機」の所在位置に関する情報の提供については、付与されている類似群コードの妥当性自体に疑問が残るものである。

本件審決は、「水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供」と「船舶による輸送」の類否のみが争われたものであるが、同じく、「鉄道上の列車等の所在位置に関する情報の提供」と「鉄道による輸送」との類否や「空路上の飛行機等の所在位置に関する情報の提供」と「航空機による輸送」との類否に関しても、本件審決の射程が及び得るものとする。

3. おわりに

登録要件としての「商品（役務）の類否」は、現実の使用を前提としない登録主義下、対比される商標の周知度、著名度に関わらず、「この範囲では同一又は類似の商標の登録を認めない」という「境界線」を定めたものである。商標法が、別途「出所の混同を生ずる商標（4条1項15号）」を不登録事由としていることからすれば、これらの登録要件だけを考えた場合、その境界線は「最低限」のものでも足りる。

しかし、その一方で、「商品（役務）の類否」は、商標権の権利範囲を画するものでもあるため（37条1号）、登録段階において、類似の範囲を狭く設定した場合には、権利を乱立させる事態を招き、妥当ではない。かかる事態は、商標制度を用いて権利を取得し、安定した商取引を望まんとする商標権者の意思とは一

致しないものであり、且つ又、競争秩序の維持を図り需用者の利益を保護せんとする商標法の法目的にも悖るものである。

したがって、権利関係の安定を期するためには、「商品（役務）の類否」の境界線は、現実に出所の混同を生ずるか否かを問わず、ある程度の「幅」として存在させる必要がある（現実には出所の混同を生じ得ない範囲がこの「幅」の中に存在することもある程度はやむを得ないと思われる）。

「類似商品・役務審査基準」の類似群コードは、そのような「幅をもった境界線」で類似範囲を画したものであるとして存在しているものであり、その「境界線」は、性質上むやみに変更されるべきものではないから、今後においても、これを尊重し、その枠組みを維持すべきである。

但し、その境界線が「ある程度の幅」として存在していること（一部においては非類似商品（役務）が含み得る幅となっていること）は十分考慮すべきであり、審査段階・審判段階において「商品（役務）の類否」が争われた場合には、その幅を合理的な範囲に修正するような、柔軟な審査・審理が望まれる。

本稿において取り上げた、同一の類似群コードが付与されていながらも「非類似の商品（役務）」であると判断された審決例は、この「幅のある境界線」の中で「商品（役務）の類否」が争われた例であり、境界線の幅を「合理的な範囲」に修正したものといえよう。

注

(1) なお、「役務の類否」に関しては、『審査基準』中「第3 第4条第1項（不登録事由）九、第4条第1項第11号」の項で、

「9. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
- (ハ) 需用者の範囲が一致するかどうか
- (ニ) 業種が同じかどうか
- (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法

律が同じかどうか

(へ) 同一の事業者が提供するものであるかどうかと定められており、同じく、「商品と役務の類否」に関しては、

「10. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

(イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか

(ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか

(ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか

(ニ) 需用者の範囲が一致するかどうか

と定められている。

(2) この点は、『類似商品・役務審査基準』においても、「本審査基準の運用について」の項で、「本審査基準は全審査官の統一的基準ですが、具体的、個別的に商品又は役務の類否を審査する際において、あるいは商取引、経済界等の実情の推移から、本基準で『類似』と推定したもので『非類似』と認められる場合又はその逆の場合もあり得ます。」と確認的に記載されている。

(3) 工藤莞司著「実例で見る商標審査基準の解説（第5版）」においても、『類似商品・役務審査基準』は、内部的な取扱いではあるが、取引の実情に基づいて行政庁が定めたものであり、長い間同基準に基づく運用がなされて出願人側からもそれなりに尊重されているので、単なる主張のみでは、同基準と異なる判断を受けることは、難しいであろう。」と記載されている（292頁）。

(4) 『区分解説』によれば、「関連商品とは、解説すべき商品と関連の深い商品で、他に属する商品」とされている。

(5) 『区分解説』によれば、「アーモンドペースト」の関連商品としては、「チョコレートスプレッド ピーナッツバター ひき割りアーモンド…等の加工野菜及び加工果実（第29類）、コプラ（第31類）」が挙げられて

おり（149頁）、一方、「飲料用野菜ジュース」の関連商品としては、「調理用野菜ジュース（第29類）、オレンジジュース トマトジュース…等の果実飲料（第32類）」が挙げられている（156頁）。

(6) 「PEACOCK 事件」（最判昭39.6.16, 昭和37年（オ）第955号）においては、「商標の類否決定の一要素としての指定商品の類否を判定するにあたっては、所論のごとく商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけではなく、さらに、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきことは、むしろ、当然である」と判示されており、販売部門の一致について「同一の店舗」で取り扱われているか否かで判断している。

(7) 工藤莞司著「実例で見る商標審査基準の解説（第5版）」において、「(イ)の生産部門、(ロ)の販売部門では、近時の大企業や商社、スーパーマーケットなどを想定していない。我が国の一般的、平均的な企業等の取扱者であって、むしろ、スーパーマーケットやデパートでは同一売り場で取り扱われているか否かであろう。」と記載されている（290頁）。

(8) なお、工藤莞司著「実例で見る商標審査基準の解説（第5版）」においても、「用途は、石鹸、歯磨き、化粧品はいずれも身体を綺麗にするためのもので用途が一致しているともみられるが、石鹸は人体を洗うもの、歯磨きは歯を磨くもの、化粧品は顔等を化粧するもの、また、たばこと喫煙用具は広い用途では一致しようが喫煙用具は喫煙のための道具のように、ここでの用途は狭い意味のものと思われる。」と記載されているが（290頁）、本審決の用途は、この記載でいう「狭い意味のもの」よりも、更に狭い意味で判断されているように思われる。

(9) 「医療用機械器具」に含まれる商品としては、商標法施行規則別表において、「(一) 診断用機械器具、(二) 手術用機械器具、(三) 治療用機械器具、(四) 病院用機械器具、(五) 歯科用機械器具、(六) 獣医科用機械器具、(七) 医療用の補助器具及び矯正器具、(八) 医療用 X 線装置」が挙げられている。

(原稿受領 2007.3.2)

表1 商品の類否が争われ、類似群コードによる推定を覆した最近の審決例

類似群コード	区分	指定商品	類否	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と部品	理由	審判番号	種別
01A01	K01	地盤改良剤	※	N01	はんだづけ用ペースト、はんだづけ用融剤	×	×	×	×	×		「地盤改良剤」は、セメント系や石灰系などではその主原料がセメントやフライアッシュなどで構成され、軟弱地盤や高有機質土の固化剤であり、主に土木工事等の土木関連事業者が専ら用いる商品であるのに対し、「はんだづけ用ペースト、はんだづけ用融剤」は、「はんだづけ用ペースト」ではその主成分がワセリンであり、また、「はんだづけ用融剤」ではその主成分がアルコール系溶剤などであり、はんだづけの際にこれを促進等するための補助的なものであって、主にはんだ関連商品として、電気通信、電子応用機器の製造業者などが使用する商品である。両商品は、いずれも化学剤の範疇に属するものであるとしても、その原材料、機能または用途において大きく相違するばかりでなく、その主たる需要者及び取り扱い業者並びに生産及び流通経路を異にし、その商取引の競合性にも乏しく、互いに非類似の商品である。	2002-00459	不服
01A01	K01	自動車等の塗装表面保護用コーティング剤、自動車用つや出しコーティング剤	※	K30	アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、ホイップクリーム用安定剤	×	×	×	×	×		本願商標の指定商品は、専ら自動車等の塗装面への被覆加工や上塗りをするために使用される商品であるのに対し、引用商標の指定商品は、食品の製造や調理の際に補助的なものとして使用された商品ということができる。そうすると、両商品は、いずれも化学的に製造された商品としても、その原材料、機能又は用途において大きく相違するばかりでなく、自ずとその主たる需要者及び取り扱い業者並びに生産及び流通経路を異にし、その取引の実情に照らせば、その商取引の競合性にも乏しく、互いに非類似の商品である。	2005-04901	不服
01B01	K05	Dietetic sweetening agents for medical use; sweetening agents for medical use; sugar for medical purposes; (医療用の食餌療法用甘味料、医療用甘味料、医療用糖)	※	K01	植物成長調整剤		×		×			「医療用の食餌療法用甘味料、医療用甘味料、医療用糖」と「植物成長調整剤」は、共に「薬剤」の概念に属するが、前者が医療を目的とし、医師の処方箋に基づき人体に投与されるもので、薬事法上の規制を受ける「医薬品」の範疇に属するものであるのに対し、後者は、人為的に植物の生理機能を調整し、それにより生ずる効果を農業技術的に利用するために用いられる化学物質をいい、土壌の化学的・物理的な性質の改良のため、主に農業用、園芸用等に使用され、園芸店、肥料店等で販売されているものである。そうすると、両商品は、それぞれの用途、使用方法、販売場所、流通経路等を異にするものとみるのが相当であるから、互いに非類似の商品である。	2003-65100	不服
07A03	K19	ガス管又は水道管の管工事で地盤に形成した掘削坑の崩壊防止用のプラスチック製の仮理戻し材料、ガス管又は水道管の管工事で地盤に形成した掘削坑の崩壊防止用のプラスチック製の仮理戻し材料を透水性のある網袋に複数個詰めたる仮理戻し用材料 (07A03 07A05)	※	K19	合成建築専用材料	×	×	×	×	×	×	ガス管・水道管の取り替え工事を行う際には、ガス・水道の供給を遮断しないために、道路を掘削して作業を行い、仮に埋め戻し、また掘削するという作業を数回に渡って行う場合があり、本願指定商品は、仮理戻しの際に、掘削坑の崩壊防止のために土砂の代用品として使用されるものとして、ごく限られた用途において使用される特殊な商品である。そして、本願指定商品は、請求人会社(他1名)によって平成14年11月25日に特許出願され同17年に審査請求されていることも考慮すると、本願指定商品を製造・販売している業者は請求人以外にはないものと推察され、また、同様の機能を有する商品は見当たらないところ、ガス・水道工事で使用される本願指定商品と同様の材質及び機能を有する商品と「合成建築専用材料」とが、同業者において製造販売されている事実も発見できない。してみれば、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、商品の生産部門や販売部門、原材料及び品質、用途等が一致しておらず、完成品と部品との関係にも乏しく、互いに非類似の商品である。	2005-19238	不服
07A04	K06 K19	金属製造物組立てセット 建造物組立てセット(金属製のものを除く。)	※	K11	sanitary installations (衛生装置) (07A04 19B04 19B39)	×	×	×	×	×		「金属製造物組立てセット」及び「建造物組立てセット(金属製のものを除く。)」は、特定の使用目的を有する簡易な金属製又は非金属製の組立建造物の専用部材であって、一式のセットとして取引に供される商品であり、主として該組立セット等の製造業者によって製造、販売される商品であるのに対し、「sanitary installations (衛生装置)」は、入浴、洗面、用便等のためのサニタリー機能を有する装置であって、主として衛生機器の製造業者により製造、販売される商品である。してみれば、両商品は、その機能または用途において明らかに相違するばかりでなく、その主たる需要者及び取り扱い業者並びに生産及び流通経路を異にするから、非類似の商品である。	2003-13932	不服
09A68	K07	プリント基板用露光装置 (09A68 09A99)	※	K07	プリント基板の鏡面研削装置	×	×	×	×	×		「プリント基板用露光装置」と「半導体基板の鏡面研削装置」とは、その品質・機能・用途や生産・販売部門及び需要者等からみて、全く別異のものということができる上、このような相当規模・金額の商品は、取引者・需要者において商品の構造、品質、機能、性能、メンテナンス等に関する検討を踏まえて慎重に取引されるから、両者は、取引上互いに混同を生じさせるおそれがあるとはいえない。	2003-02894	不服

類似群コード	区分	指定商品	類否	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と部品	理由	審判番号	種別
10D01	K10	物理療法機器用電極	※	K05	医療用腕蹠	×	×	×	×	×		「物理療法機器用電極」の生産者・販売者は専門的な技術・経験を蓄積したメーカーであり、需要者はそのような治療を行うことのできる大手の病院で、商品の販売方法も専門知識を有する販売員が定期的に顧客である病院を訪れ、メンテナンスや部品の交換などを行う形で取引されるものであるのに対し、「医療用腕蹠」は医療用とは異なるものの一形態には、健康機器メーカーや貴金属店等において生産され、販売場所は店頭又は通信販売が主と認められ、主な需要者は一般消費者と見なされることができるとは、両商品は、その生産・販売部門、需要者及び用途等からみて全く別異のものであり、取引上互いに混同を生じさせるおそれがあるものとはいえない。	2002-14264	不服
10D01	K10	人工関節	※	O69	電気医療器	×		×	×			「人工関節」は、何らかの身体的疾患により人体の関節機能が損なわれ、その機能を回復するために使用される人工的に造られた関節であり、チタンなどの特殊な合金やフラインセラムミックなどを用いた素材を、これら基礎材料を取り取り素材メーカーで主に生産・供給され、取り扱われている医療用の材料であるのに対し、「電気医療器」は、X線診断機(装置)や、打ち身やねんざ等の治療などのために患部に施す物理療法用の機器器具等であって、主に精密機器やエレクトロニクス関係の事業者で生産・供給され、取り扱われている医療機器器具類である。しかし、両商品(類)が、主として、医療機関(従事者)により購入され、使用されるとしても、両商品(類)の原材料、用途、機能、生産者といった取引の実情に照らせば、その流通経路が異なることとは困難である。	2003-03300	不服
10D01	K10	外科用人工皮膚、培養外科用人工皮膚、代替用外科用人工皮膚、仮形成表皮層と結合した代替用外科用人工皮膚、弾性のストッキング、代替用外科用皮膚組織、傷を一時的にカバーする代替用皮膚組織	※	K10	生物検体の作成において細胞及び細胞粒子の収集及び移動に用いるためのフィルター容器及びろ過装置		×	×	×			本商標の指定商品は、いずれも医師による医療行為の一環として患者に直接施される医療用の外科用材料又は補助器具であるのに対し、引用商標の指定商品は、病院や医学的検査所において用いられる人体の細胞診のための塗抹標本を自動的に作成する機器器具用フィルターとその容器と認められる。そうすると、両商品は、共に医師や検査技士等により医療機関において用いられるとしても、その使用形態は異なること、その用途、用法、機能を全く異にしていないものであって、その流通経路も明らかに相違するといえるから、両商品が競合することとは困難である。	2000-09810	不服
10D01	K10	ヒト病原菌の同定及び抗原感受性試験に使用する医療用機器器具(耳鼻喉科において使用するものを除く。)	※	K10	医療用補聴器及びその部品		×		×			本商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、その需要者、取引者、流通経路、用途、販売場所等といった取引の実情に照らせば、その流通経路が競合することとは困難であり、互いの商標が使用された場合、その商品が同一の営業主の製造または販売に係る商品であると誤認混同されるおそれなく、両商品は類似するものではない。	2003-16975	不服
10D01	K10	カテーテル、ガイドワイヤー	※	K12	車いす並びにその部品及び附属品		×		×			「カテーテル、ガイドワイヤー」は、患者の体腔の体液をさそい出した後、管状器管へ薬液を注入したり等、治療のために医師等が使用する医療器具の一つである。他方、「車いす並びにその部品及び附属品」は、歩行困難な者の移動に用いられるものであり、介護用品を取り扱う店等において、一般に販売されているものである。そうすれば、両商品は、販売部門、用途、需要者等を同一にする類の商品とはいえない。	2002-19440	不服
10D01	K10	スタンダグラフ	※	K12	車いす	×	×		×			「スタンダグラフ」は、スプリントといわれるハネ状の形状記憶合金を取り付けた人工血管のことで、人の体内に挿入し、動脈瘤の部位で血管を広げる治療などに用いられるものであり、その用途は医療用に限定された極めて特殊な商品で病院等において使用されるものであり、その取引経路は、医療用機器器具メーカーから直接又は販売代理店等を通じて病院等へ納品されるものである。これに対して、「車いす」は、その用途が医療用に限定されず、介護施設、家庭等で使用されるものであり、その取引経路も車いすメーカーから、直接又は販売代理店等を通じて、病院、介護施設、家庭等多方面に亘るものである。そうすると、両商品は、その生産・販売部門、用途、取引経路等を異にするものであるから、互いに類似する商品とはいえない。	2004-14608	不服
10D01	K10	医療用酸素濃縮器	※	K12	車いす				×			「医療用酸素濃縮器」は、空気を吸気し、高濃度の酸素を排気する機械であり、おもに呼吸器疾患などの患者が酸素を吸入する酸素療法のために使用される医療器具の一つであるのに対し、「車いす」は、歩行困難な者の移動に用いられるもので、介護用品を取り扱う店等において、一般に販売されるものである。そうすれば、両商品は、共通するところがあるとしても、「医療用酸素濃縮器」は、呼吸器疾患向けのみの商品であって、用途、需要者の範囲が一致する類の商品とはいえない。	2005-12103	不服

類似群コード	区分	指定商品	類否	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と製品	理由	審判番号	種別
11C01	K09	半導体ウエハ	※	K09	電子芯用機械器具	×				×		「半導体ウエハ」は、集積回路等を製造するための原材料として用いられるものであるところ、集積回路等の生産とその原料である半導体ウエハの生産とは分業化が進み、少なくとも我が国における半導体ウエハ市場の大半を占める単結晶シリコンウエハについては、専業の半導体ウエハメーカーがこれを生産し、集積回路等を生産するデバイスメーカー等は、これを半導体ウエハメーカーから購入することが、半導体ウエハ取引における常態となつていたものと認められる。そして、半導体ウエハは、一般需要者向けの商品ではなく、その需要者はデバイスメーカー等であり、また、半導体ウエハに対する一連の加工は、大気中の微粒子を極限まで過し、温度、湿度も制御されたクリーン・ルーム内でしか行うことができないから、その取引当事者は、こうしたクリーン・ルーム設備を保有する者だけに限られる。このような諸事情を総合考慮すれば、商品「半導体ウエハ」と「集積回路等の電子芯用機械器具」とについて、同一又は類似の商標が使用されたときに、半導体ウエハの需要者であるデバイスメーカー等において、それらの商品が同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれはない。	2001-05444	不服
11C01	K09	印刷機を制御する電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。)、印刷機を制御するコンピュータプログラム(記憶されたもの及びダウンロード可能なもの。)	※	K09	産業用又は科学用の装置のサブシステムとして使用されるレーザー光線用光源	×	×		×			両商標の指定商品は、その生産・販売部門、用途、取引経路等を異にするものであるから、互いに類似する商品とはいえない。	2004-18515	不服
13C01	K06	鉄道軌道レール用強力抑るみ止め作用・脱着防止効果を有するポルト及びナット・ホルダー・アッシャー(07A01 13C01)	※	K20	カーテン金具		×		×			本願商標の指定商品は、その用途を鉄道軌道レール用に限定された極めて特殊な商品であつて、引用商標の指定商品である「カーテン金具」の如く、一般の金具を製造販売する流通経路とは共通部分が極めて少なく、特にその用途、販売部門においては、共通部分を認め難いものであることから、両者の指定商品は、互いに非類似の商品と言わざるを得ない。	2004-07474	不服
17A02	K25	セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、水泳着、水泳帽	※	K10	医療用保温下着	×	×		×	×		「医療用保温下着」は、主として医師が処置し又は指導により使用する医療目的のための商品であつて、寝着等の扱いに係る商品であるから、「セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、水泳着、水泳帽」とは、その商品の用途、販売部門、生産部門及び需要者を異にするものである。	2002-05802	不服
17A04	K10	医療用手袋	※	K25	手袋	×	×	×	×	×		「医療用手袋」と被服としての「手袋」に関する実情を勘案すれば、両者は、いずれも手を覆つ「手袋」であるとしても、その原材料、機能または用途において大きく相違するものであり、その主たる用途、需要者及び取り扱い業者並びに生産及び流通経路を異にするといふ得るものであるから、両商品が競合するとみることには困難である。	2003-24278	不服
19A05	K16	家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋	※	N19	衣服用ハンガー(19A05 19B99)	×	○	×	×	○	×	本願商標の指定商品は食品の保存・保管のための商品又は清掃のための商品であり、他方、引用商標の指定商品は衣服の整理整頓のための用具であつて、その生産者、原材料、品質、用途において著しく相違し、また、完成品と部品との関係にないことも明らかであるから、これらの商品が、家庭で日常使用される日用品で、店舗あるいは需要者を通じに競合する場合はあるとしても、両者に同一又は類似の商標が使用された場合、取引上商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれはない。	2000-11344	不服
20A01	K20	スロットマシン・パチンコ遊戯機設置用棚	※	K11	ガスストーブ、石炭ストーブ、石油ストーブ、石油ストーブ、石油ストーブ	×	×		×	×		「スロットマシン・パチンコ遊戯機設置用棚」の取引系統はスロットマシン・パチンコ遊戯機の総合メーカー(生産者)、専門卸業者(販売者)、スロットマシン・パチンコ遊戯店等の経営者(需要者)であり、受注生産によるのに対し、「ガスストーブ、石炭ストーブ、石油ストーブ、石油ストーブ」は、住生活用機器としての暖房器具で、生産・販売部門は、家電メーカー、ガス器具メーカー、家電品の小売店、ガス器具店等であり、主な需要者は一般消費者である。してみれば、両商標の指定商品は、審査基準に照らせば「家具」の買出し商品に属する商品であるとしても、その生産、販売部門、需要者及び用途からみて全く別異のものであつて、互いに類似する商品とはいえない。	2001-15683	不服

類似群コード	区分	指定商品	類否	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と郵品	理由	審判番号	種別
20A01	K20	家具(但し宝石箱を除く。)	※	K14	貴金属製宝石箱	×	×	×	×	×	×	「家具(但し宝石箱を除く。)」は、主に木製、金属製又は合成樹脂製等及びそれらを組合せた日常の衣食住のための製品で、家具の専門業者により製作され、一般の家具店を含む様々な販売店において取り扱われているのに對し、「貴金属製宝石箱」は、その材質が貴金属であり、主に彫金業者により製作され、貴金属製品等を取り扱う専門店で販売されているものであるから、両者は、生産部門、販売部門、原材料又は品質を異にする。また、「家具(但し宝石箱を除く。)」は、商品によりその目的が異なることから、両者の用途が一致するものといえない。さらに、前者が日常生活用品であり、一般消費者が購入するものであるのに対し、後者は、貴金属製の商品で特殊なものであり、その取引者、需要者が限られているから、需要者の範囲が一致するものともいえず、両者が完成品と部品の関係にないことは明らかである。してみれば、両商品は、非類似の商品といわなければならない。	2003-12771	不服
20C01	K14	(仮訳: 貴金属及びその合金並びに貴金属製品又はそれらを被覆した製品であって、それらを被覆した製品であって本類に属するもの) 入れ・砂入れ・塩入れ・容器・卵入れ・ナプキン・グ・盆・櫛入れ・靴入れ及びこれらに類似するものを除く。)	※	K22	日よけ							本願商標の指定商品は、貴金属及びその合金並びに貴金属製品又はそれらを被覆した製品であって、「貴金属」として取引され、又は「貴金属」を材料とする宝飾品、等として製造、販売される商品である。他方、引用商標の指定商品は、主に織物製又は布製の商品であるところ、これらの「織物又は布製品」と本願商標の指定商品とは、その材質を明確に異なる商品であって、たとえ、その用途等において近接する場合があるとしても、生産者、取引系統等において大きく相違する商品といえるものである。	2002-65049 2002-65051 2002-65053	不服
24A01	K09	家庭用ビデオゲームおもちゃ、家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM	※	K20	揺りかご、幼児用歩行器	×	×		×	×		本願商標の指定商品は、遊戯、娯楽を目的として子供から大人までを対象に使用されるものであって、その生産者は、専門の技術者によるメーカであり、玩具店で販売されているほか、電気器具総合販売店やビデオ、ゲーム用ソフトウェア等の販売店でも販売されているのに對し、「揺りかご、幼児用歩行器」は、乳児又は幼児用の商品であって、睡眠や歩行の援助を目的とするものであり、一般には、ベビー用品を製造する業者によるものである。また、両商品は、そのか、ベビー用品店等で販売されているものである。してみると、両商品は、その生産部門、需要者、用途を異にするものであり、また、販売部門において、共に、玩具店で販売される場合があるとしても、通常、本願指定商品は、家庭用テレビゲームおもちゃ等のゲーム機、ゲーム用ソフトウェアのコーナーで、他方、「揺りかご、幼児用歩行器」は、ベビー用品のコーナーで販売され、それぞれ、コーナーを異にするものであるから、これをもって、両商品の販売場所が一致するとは必ずしもいえないものであり、これらは互いに類似する商品とはいえない。	2004-18305 2004-14211 2004-14212 2004-18304	不服
24B02	K28	パチンコ器具、その他の遊戯用器具	※	K24	ビリヤードクロス	×	×	×	○			「パチンコ器具、その他の遊戯用器具」は、娯楽用具の一種類であり、「ビリヤードクロス」は、娯楽用具の部材の一種類であるから、両者は、娯楽用具及び娯楽用具の部材という関係において、商品の用途を共通する部分があるとしても、生産者、取引系統等において大きく相違する商品といえるのみならず、商品の原材料、品質等をも異にする商品である。	2001-02387	不服
25B01	K16	工業用粘土(陶土を除く。)	※	N25	文房具類 (25B01、25B02)		×		×	×		「工業用粘土(陶土を除く。)」は、樹脂、コーンスターチ、小麦粉等を主原料とするものであって、造形性に優れており、専ら造花、ブローチ、人形等の手工芸作品の製作に用いられ、その流通経路としては、メーカから手芸問屋を経由し、手芸材料を専門に取り扱う店舗、あるいは日用雑貨品等を一手に取り扱う大型店舗において、手芸材料とともに販売されているのが実状で、かかる事実からすれば、「工業用粘土」は、手芸材料の一つとして取り扱われているものと認めるところである。一方、「文房具類」は、通常、文房具店で販売されるものであるところ、「工業用粘土」が文房具店で販売されることはほとんどないから、両商品は、その用途、流通経路(販売店)及び需要者を異にするものといえ、非類似の商品である。	H09-21728	不服

類似群コード	区分	指定商品	類否	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と商品	理由	審判番号	種別
29A01	K30	茶	※	K30	食用茶		×	○	×			「茶」は、商標法施行令第一号別表によれば、第三十類「三」に「茶」として「ウーロン茶、紅茶、昆布茶、麦茶、緑茶」が例示されていて、飲料に供する商品(飲料用の茶)を主たるものと解される。これに対し、「食用茶」は、上記別表第三十類「三」に「茶」として例示されていないばかりでなく、この商品表示からすれば、飲料に供される物ではない。そうすると、「茶」と「食用茶」は、その原料において共通することがあるとしても、その用途が明らかに異なり、販売部門、流通経路等も共通することがかたがたない、非類似の商品と認定し得る。	2002-08087	不服
32F03 32F04 32F05	K05	乳児用粉乳 (32F01 32F02 32F03 32F04 32F05 32F06 32F07 32F09 32F10 32F11)	※	K29 K30	乾燥野菜の缶詰、かん びょう、乾燥菓実の缶詰、 ゆば、豆腐、豆乳、こん にあく、凍り豆腐、凍りこん にあく (32F04 32F05) めん類 (32F03)	×	×	×	×	×		本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とは、その品質はもとより、製造部門、販売場所又は取引系統、需要者層の範囲等を異にする場合が多く、非類似の商品とみるのが相当である。	2000-017531	不服
32F04	K32	飲料用野菜ジュース	※	K30	アーモンドベースト	×	×	×	×	×	×	取引の実情及び商品の関連性を考慮するならば、「飲料用野菜ジュース」と「アーモンドベースト」は、原材料を全く異にし、その用途において大きく相違し、その取扱業者、生産及び流通経路並びに主たる需要者をも異にし、その商取引の競合性にも乏しいものである。それらの商品に同一又は類似の商標を使用しても、これに接する取引者、需要者が、同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれがない。	2001-10887	不服
33B01	K31	ドッグフード及びその他の 犬用飼料	※	O47	ふすま(飼料)	×	×		×	×		「ふすま」は、「小麦をひいて粉にした時にできる皮の屑。洗粉または牛馬の飼料に用いる(広義的)」のもので、農協や牛馬の飼料を生産する者から牧畜業者等に販売される商品であり、「ドッグフード及びその他の犬用飼料」のように、ペット、シヨップやスーパー等のペット商品コーナー等で販売される商品ではない。そうすれば、両商品は、その生産者、販売者、取引系統、用途、購買者等を明らかに異にする非類似の商品とみられるものである。	2002-08866	不服
備考類似	K09	電気通信機器器具 (11B01)	※	K09	電子管、半導体素子、電 子回路(電子計算機用プ ログラムを記憶させた電子 回路を除く。) (11C01)	×	×					近時における産業界の分業化や専門化の実情に鑑みれば、いわゆる「通信機器器具」と「電子管、半導体素子、電子回路(電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路を除く。)」とを切り捨てる「電子管」等も、分業化や専門化が進んで進められ、これらの商品が同一メーカーないし関連メーカー等によって生産・販売等がなされているものとは考えにくく、むしろ別業の生産・販売ルートをもつて取引されているものとみるのが相当である。そうすると、「電気通信機器器具」と「電子管、半導体素子及びその部品」とは、これらが直ちに類似するものとは断定できず、非類似の商品とみられるのが相当というほうがない。	2003-90365	異議
健康食品	N32	ビタミン、カルシウム、クロ レラその他の栄養素を補 給するための粉末状、錠 剤状、顆粒状、ゼリー状、 ベースト状、液状その他の 加工食品 (32F01~32F04)	=	N01	ビタミン剤、滋養強壮変質剤 (01B01)		○	○	○			「加工食料品」中に包含される「ビタミン、カルシウム、クロレラその他の栄養素を補給するための粉末状、錠剤状、顆粒状、ゼリー状、ベースト状、液状その他の加工食品」と「薬剤」に包含される「ビタミン剤及び滋養強壮変質剤」とは、本件商標の登録を認めた審決がなされた平成12年4月5日当時、その商品の内容、用途、及び、販売店舗、販売方法において共通する場合が多く、既に、一般の消費者にとって、その区別が付きにくく、商品として類似しているものであった。	2001-35560	無効
健康食品	K29	ウコンを主原料とする粉末 状、錠剤状、顆粒状、粒状、 カプセル状・液状の加工食 品 (32F01~32F04)	=	K05	滋養強壮変質剤 (01B01)		○	○	○	○		本件商標の指定商品と「滋養強壮変質剤」とは、商品の内容、用途、販売店舗、販売方法、需要者層等を共通にする類似の商品といわざるを得ない。薬剤が薬事法による許可を必要とするもので、「医薬品」又は「医薬部外品」の表示がなされているものとしても、多数の有力な製薬会社が健康食品分野に進出してきており、薬品店やドラッグストア等においては、医薬品、医薬部外品、健康食品から化粧品及び洗剤その他種々雑多な生活用品を陳列販売する方法がとられており、とりわけ、滋養強壮変質剤と健康食品とは店舗の同じコーナーで販売されることも多いこと、また、滋養強壮変質剤は、治療を目的とするよりかは、むしろ、健康増進・体力回復の目的で使用され、健康食品と内容において実質的に変わらないものも多いため、この種の商品の一般的需要者は、薬事法の許可を受けたものか否かに必ずしも固執することなく、商品を選択することも少なくない。	2004-89090	無効

類似群コード	区分	指定商品	類似群コード	区分	指定商品	生産部門	販売部門	原材料・品質	用途	需用者	完成品と部品	理由	審判番号	種別
	K03	トイレット用芳香剤、その他の芳香剤 (04D02)	=	K05	トイレット用防臭剤 (01B01)	○	○	○	○	○		「トイレット用芳香剤、その他の芳香剤」と引用商標の指定商品中「薬剤」に属する「トイレット用防臭剤」とは、その商品の原材料・用途・生産部門・販売部門・需要者の範囲等を同じくする類似の商品と判断するのが相当である。	2002-90734	異議
	K30	パイ(菓子) (30A01)	=	K30	ミートパイ (32F06)			○		○		ミートパイやアップルパイなどのパイやビスケット類としてのパイは、原材料や製法においてきわめて近似するものと認めることができ、いずれも洋菓子店等同一店舗で販売され、需要者が共通するものである。これら取引の実情等を総合すれば、本件商標をその指定商品中、「菓子」の範疇の属する「パイ」について使用した場合は、本件商標と類似するパイは、本件商標と引用商標とが商標において類似するものであるが故に、該商品が引用商標を使用した場合、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがある。	2004-35071	無効
	K30	パイ(菓子) (30A01)	=	K30	ミートパイ (32F06)							取引の実情等を総合すれば、本件商標をその指定商品中「菓子」の範疇に属する「パイ」に使用した場合、これに接する需要者は、本件商標と引用商標とが商標において類似するものであるが故に、該商品が引用商標を使用した場合、「パイ」と同一の営業者によって製造又は販売されたものであるかのように、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがある。	2004-89108	無効

表2 役務の種類が争われ、類似群コードによる推定を覆した最近の審決例

類似群コード	区分	指定役務	類似群コード	区分	指定役務	手段・目的・場所	関連物品	需用者	業種	規制法	事業者	理由	審判番号	種別
35G03	K35	電子計算機端末の通信による情報検索の代行 (35G03 42P02)	※	K35	一般事務処理 (35G03)	×					×	「電子計算機端末の通信による情報検索の代行」と「一般事務処理」とは、提供の手段、目的又は場所が一致するとはいえず、また、通常、同一事業者が提供するものとはいえないものであるから、両者は非類似の役務といわなければならない。	2005-90532	異議
39C01	K39	水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供	※	K39	船舶による輸送	×	×	×			×	「水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供」と「船舶による輸送」は、提供する事業者において大きく異なるばかりでなく、前者の主たる需要者は、船舶の航行に従事する運送業者や漁業関係者、あるいは、海上保安庁などの公的機関等と考えられるのに対し、後者の主たる需要者は、一般の需要者や商品などの製造・販売業者等と考えられるから、その需要者においても異なるものといわなければならない。さらに、「水路上の船舶等の所在位置に関する情報の提供」と「船舶による輸送」は、提供の手段・目的、提供の用に供する物、提供する事業者を規制する法律(船舶による輸送は、海上運送法等)によって規制されている。)等においても著しい差異を有するものである。そうであるならば、両商標の指定役務は、非類似の役務というのが相当である。	2004-07893	不服
40C01	K40	プリント基板又はプリント基板と電子部品の組立加工	※	K40	フライス削り	×					×	「プリント基板又はプリント基板と電子部品の組立」は、プリント基板に穴をあけ、ハタチングを行い、端子部をメッキし、外形加工を行うプリント基板の製造(組立)工程とそのプリント基板へコンデンサやダイオード、LSI等の電子部品を取り付ける実装工程よりなる電気電子部品であるプリント基板の組立加工と認められるのに対し、「フライス削り」は、重量大な工作物から小さな工作物、金型や複雑な形状の工作物等の平面削り、みぞ加工、側面加工等をフライス盤やマシニングセンター等を用いて行う機械部品の金属切削加工と認められる。また、前者は主としてプリント基板の製造加工業者により提供される役務であるのに対し、後者は、金属機械部品の切削加工業者により提供される役務と認められる。その役務の提供の手段、役務の提供の対象、用途等を全く異にしてはいるばかりでなく、その役務の提供の事業者も明らかに相違するから、両役務が競合するとみることとは困難であり、両役務は互いに類似するものではない。	2000-17225	不服
41K01	K41	ゲームの提供 (41K01 41Z99)	※	K41	ばちんこホールの提供	×		×				「インターネット又はコンピュータネットワークを通じて対戦ゲームの提供、インターネットを通じてのゲームプログラムの提供、家庭用及び業務用テレビゲームおもちゃ並びにパーソナルコンピュータによる通信を用いて行うゲームの提供、インターネット上で遊戯する電子ゲームの提供、コンピュータネットワーク又はインターネットを通じてのゲームプログラムの提供」は、「ばちんこホールの提供」とは、その需要者層、取引系統等からみて類似の役務といえることはできない。	H10-11726	不服

類似群コード	区分	指定役務	類否	区分	指定役務	手段・目的・場所	関連物品	需用者	業種	規制法	事業者	理由	審判番号	種別
42P02	K42	電子商取引に於ける第三者に対するオンラインによるユーザの本人確認の証明および取引関連書類・電子入力・医療カルテ等の電子文書の内容の非改ざん性の証明並びにこれらからの証明に付随する時刻の証明・証明に用いた時刻配信情報の提供	※	K42	電子計算機等を用いた情報処理	×	×	×				本商標の指定役務は、電子取引、電子申請等の安全性の向上を目的として、取引等が行われた場合に、その取引等を行う者、例えば、金融機関や申請受付機関等に対し、その取引等の存在及び内容が真正なものであることを証明すると共に、該証明に係る取引等が行われた時刻を証明し、かつ、その証明に用いた時刻(情報)を配信する役務であるのに対し、「電子計算機等を用いた情報処理」は、主に計数情報についての計算、検索等の処理を必要とする者に代わり、電子計算機等を利用して、その処理を行う役務である。そうすると、両役務は、その役務の提供の目的及び手段、需要者の範囲等、全く別異の役務といものが相当であるから、両者は、取引上互いに混同を生じさせるおそれがあるものとはいえない。	2003-25319 同旨 2003-25318	不服
42Q02	K42	電子出版物の貸与に関する可否及び著作権に於ける複製権に関する審査・認証(他(42Q02・42Q99))	※	K42	国際環境審査基準に基づく環境管理に関する審査・登録(42Q02・Q99)	×	×	×	×		×	商標の指定役務は、役務の質(内容)、役務の提供の手段又は目的、需要者の範囲及び提供される事業者の業種等において著しく異なるから、明確に区別できる役務と言わなければならない。申立人は、IPDLの検索用情報に掲載されている類似群コードに基づいて商標の指定役務が類似する旨述べているが、IPDLの検索用情報は、あくまでも参考情報として公開されているにすぎず、合議体の判断を何ら拘束するものでないことは明らかであり、役務の類否判断は、できる限り指定役務の取引の実情を把握、理解した上で、各役務ごとに個別具体的に検討されるべきである。	2003-90800	異議
42V02	K44	医療、健康診断、歯科医療	※	K42	毛髪用薬剤の使用方法に関する助言			×	×		×	「調剤」に係る役務において、薬剤師等が提供する調剤についてはその助言(用法等の説明)を行うこと自体を必ずしも否定するものではないが、かかる助言が直ちに「調剤」に係る役務の一と見做すことも困難かつ、引用商標の当該役務は極めて限定的な薬剤(毛髪用)の使用方法に関する助言に過ぎない。これに「調剤」に係る役務と密接な関係にある役務であると断じることにはできない。そして、「医療、健康診断、歯科医療」は、主として、医師、歯科医師等の国家資格を有する者が行う役務であり、「毛髪用薬剤の使用方法に関する助言」が医師等が行う医療行為の主たる役務に当たるものとは直ちに言いえないものであって、また、業種、当該役務に関する業種や事業者を規制する法律を異にしているものといえるから、両商標の役務は、類似しないものというのが相当である。	2003-22323	不服
	K42	インターネットにおけるインテックスを伴う宿泊施設情報に関する検索エンジン等の提供(42P02)	=	K42	宿泊施設情報の提供(42A01)	○	○	○			○	両商標の指定役務は、需要者がその役務を使用する用途及び効果が「宿泊施設に関する情報を得る」点で共通するものであり、したがって、その役務の需要者も共通にし、また、役務の提供の手段もインターネット上において、検索エンジンを使用方法により上記情報を提供するものであって、同一の提供者によって行われる場合もあり、パソコンや携帯電話を利用するから、提供に關連する物品も一致するというのが相当であるから、互いに類似の役務といえる。	2005-89082	無効

表3 備考類似関係にある商品と役務の類否が争われ、非類似と判断された審決例

類似群コード	区分	指定商品(指定役務)	類否	区分	指定商品(指定役務)	事業者	用途	場所	需用者	理由	審判番号	種別
備考類似	K09	電子計算機用プログラム、電子計算機(11C01)	※	K42	インターネット又は電子計算機端末による通信若しくはその他の通信を利用した電子計算機用プログラムの提供、電子計算機装置及び電子計算機(中央処理装置及び周辺機器を含む。)の貸与(42X11)	△	×			「電子計算機用プログラム」と「インターネット又は電子計算機端末による通信若しくはその他の通信を利用した電子計算機用プログラムの提供、電子計算機(中央処理装置及び電子計算機(中央処理装置及び周辺機器を含む。)の貸与)における取引の準備を考慮すれば、これらその他の商品及び役務は、同一の事業者によって製造・販売及び提供されるのが、当該業種において通例となっているとはいえないものであり、本商標の上記商品と引用商標の上記役務とは、取引の対象、取引の形態、流通経路等を異にする場合に多いものがあるが、申立人の証拠を考慮しても、両者が直ちに類似するとはいえない。	2003-90165	異議

※上記表中、「○」印は、審査基準上の類否判断の要素のうち、当該審決において「一致する」と判断された要素であり、また、「×」印は、「一致しない」と判断されたものを表す。